

令和5年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和5年7月13日（木曜日）

開 会 午後 2時20分

閉 会 午後 2時27分

○会議に付した事件

協議事項

1. 東京高等裁判所令和4年（行コ）第331号処分無効確認等及び規定違反に基づく附帯損害金請求控訴事件に係る控訴審判について
-

○出席委員（6名）

委員長 吉谷 一孝 君

副委員長 佐藤 雄大 君

委員 大淵 紀夫 君

委員 小西 秀延 君

委員 氏家 裕治 君

委員 前田 博之 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長 高尾 利弘 君

総務課主幹 森 誠一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 本間 力 君

主 幹 小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 2時20分）

○委員長（吉谷一孝君） 協議事項、東京高等裁判所令和4年（行コ）第331号処分無効確認等及び規定違反に基づく附帯損害金請求控訴事件に係る控訴審判について、担当課から説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） お時間をいただきありがとうございます。令和5年2月22日に総務文教常任委員会協議会で説明、報告をさせていただきました、インターネット公売に端を発しました処分無効確認等及び規程違反に基づく附帯損害金請求訴訟の控訴審について裁判が終結いたしましたので、森主幹から説明と報告をさせていただきます。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 説明をさせていただきます。まず判決結果でございます。令和4年11月29日に原告であります石井幸雄氏が控訴しました、標記控訴事件につきまして令和5年2月27日に東京高等裁判所において第1回控訴審口頭弁論が終結いたしましたして5月17日に判決が出されました。判決内容につきましては控訴の棄却、控訴費用は控訴人の負担とする判決で全面勝訴の内容でございます。しかしながら5月28日に原告が判決を不服といたしまして最高裁判所に上告受理申立書を提出して、それが6月9日に受理されました。

事件の経緯でございますが、前回は説明をしておりますので簡単に説明をいたします。平成28年12月に最高裁判所において上告が棄却されましたインターネット公売に関する訴訟の原告であります石井幸雄氏に対し、平成31年3月に税金の滞納を理由に財産差押処分を行いました。令和元年6月に原告はその財産差押処分に対して不服といたしまして、審査請求を提起したものでございます。審査請求に対しまして、本町は行政不服審査法に基づきまして審理委員による審議手続き、行政不服審査会の答申を受けまして令和2年3月31日、請求の棄却を採決いたしました。それに対しまして、令和4年2月7日、原告が請求棄却の採決を不服といたしまして本町を被告とする処分無効確認等及び規定違反に基づく附帯損害金請求訴訟を東京地方裁判所に提訴し受理されたものです。第1審に2度の口頭弁論が行われた結果、令和2年11月に差押処分の取消しを求める部分の却下、原告のその余の請求をいずれも棄却、訴訟費用は原告が負担するとの判決が出され本町が全面勝訴いたしました。その判決に対して控訴され再度応訴したものでございます。

町の考え方と今後の対応でございますが、過去に裁判において原告の主張は全て棄却されている状況でございまして、本町が行いました差押処分につきましても違法性は全く認められていないこと、さらに今回の裁判の第1審及び控訴審においても町の主張が全面的に認められて原告の主張が退けられておりまして、今回の上告に対しましても応訴することといたしまして

顧問弁護士契約を締結しております弁護士法人佐々木総合法律事務所に引き続き本件に係る一切の控訴行為を委任したいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま担当課から説明がありましたが、この件に関しましてご意見、ご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） なければ事務局から、本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） この案件につきましては今後も裁判が継続されると思いますので、その都度委員会協議会の要請を受けて行う方法もありますが、中間的な部分につきましては文章で委員長に報告をいただいて、今後ある程度の最終的な決着がつくなど確定した時点で委員会協議会を行うということで、中間の町側の対応については情報共有をきちんと図りながら、そのような対応で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま事務局長から説明がありましたが、今回も中身としては町側の訴えは全面的に認められて、相手側は棄却されている状況を踏まえて短い時間での中間報告ですので、今後は文章等で皆様に報告させていただき、最終的な決定があったときには委員会協議会を開きたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 2時27分）